

低炭素建築物審査に係る申請手数料

(令和7年4月1日以降本申請物件)

(1) 一戸建て住宅

審査料金は、断熱性能及び一次エネルギー消費量の評価方法の組み合わせにより下表のとおりとする。

	評価方法の組み合わせ		評価料金	
	断熱性能	一次エネルギー消費量	税抜金額	税込金額
①	計算法	計算法	40,000円	44,000円
②	計算法	誘導仕様基準	33,000円	36,300円
③	誘導仕様基準	計算法	30,000円	33,000円
④	誘導仕様基準	誘導仕様基準	23,000円	25,300円
⑤	当機関の他の業務で申請済の場合		11,000円	12,100円

※ 計画変更の手数料は見積もりによる。

なお、性能に影響のない変更(例:誤記訂正等)の手数料は1,000円とする。

(2) 共同住宅等又は複合建築物内の住戸

審査料金は、断熱性能及び一次エネルギー消費量の評価方法の組み合わせにより下表のとおりとする。

	評価方法の組み合わせ		評価料金	
	断熱性能	一次エネルギー消費量	税抜金額	税込金額
①	計算法	計算法	40,000円/戸	44,000円/戸
②	計算法	誘導仕様基準	33,000円/戸	36,300円/戸
③	誘導仕様基準	計算法	30,000円/戸	33,000円/戸
④	誘導仕様基準	誘導仕様基準	23,000円/戸	25,300円/戸
⑤	当機関の他の業務で申請済の場合		11,000円/戸	11,000円/戸

※ 計画変更の手数料は見積もりによる。

なお、性能に影響のない変更(例:誤記訂正等)の手数料は1,000円/戸とする。